

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成27年4月27日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲に
関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において
準用する法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ
い契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第292条において準用する法第96条第1項第8号の規定により議会の議
決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不
動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件
5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の
買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。